

8月大雨被災者への災害見舞金支給について

2025年度執行委員会は、第4回執行委員会（10月6日開催）において医学部支部が先行して行なう「災害見舞金支給」を全ての組合員の皆さんに適用して実施することを決定しました。「災害見舞金」の申請方法は、下記の支給要項をご確認の上、同封の申請用紙を組合事務所にご本人が提出してください。なお、申請書は組合事務所にもご用意しています。

2025年8月10日からの大雨に対する被災者への災害見舞金支給要項

1. **主旨**：2025年10月6日の第4回執行委員会にて医学部支部が先行して行なう「被災者支援制度」を全学に拡大し、適用して実施することを決定しました。見舞金は、「一般会計（慶弔費）」より支給します。

【参考】医学部支部では、8月10日からの大雨により被災された組合員の皆さんへの支援について8月19日開催第3回執行委員会にて検討し、災害見舞金の支給を決定しました。なお、昨今各地で災害が発生していることから災害見舞金の支給を予算化し、7月28日医学部支部定期総会にて承認されています。

2. **対象**：第3回医学部支部執行委員会（2025年8月19日）時点の組合加入者

3. **金額**：住宅被害 2,000円　自家用車被害 1,000円
　　住宅・自家用車両方被害 3,000円
(組合員ご本人が居住している住宅、所有する車両に限ります。)

4. **申請・受取期間**：2025年10月6日（月）～2025年12月19日（金）
受付時間 10時～17時

※来室の際は、必ず事前に組合事務所までお電話（ご連絡）をお願いします。
組合職員1名が常駐していますが、会議等で不在の場合があります。

5. **申請・受取方法**：【要項裏面】の申請書に、被害状況が分かる写真または、罹災証明書の写しを添付し、所属・氏名をご記入の上、必ず**ご本人が**ご持参ください。受取の際は、職員番号を確認し、見舞金受取書にサインしていただきます。

6. **申請・受取場所**：組合事務所

- ・本部（黒髪南地区学生会館2階）内線3529　　ku-kyoso@kumamoto-u.ac.jp
- ・医学部支部（大学病院管理棟2階）内線5858　　m-kumiai@kumamoto-u.ac.jp

※組合の無料法律相談（初回弁護士相談料5,500円を補助）のご利用も可能です。
ご希望の方は、組合事務所までお問い合わせください。

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No. 8

2025. 10. 23

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>